

(セルビア知的財産庁により公表された救済措置の仮訳)

**2011 年 3 月 11 日、日本で発生した地震および津波による影響に関して
セルビア知的財産庁からのお知らせ**

2011 年 3 月 28 日

近日、日本で発生した痛ましい災害に関し、セルビア知的財産庁は、セルビア共和国の関連法令、より具体的には、セルビア行政法第 89(3) 条に対して注意を促します。

セルビア共和国行政法 (Common Administrative Law) 第 89(3) 条により、いかなる出願人も、産業財産権保護を求める手続において、官庁職員により定められた期日の延長請求を行うことが一般的に可能です。但し、以下の条件を満たしていなければなりません。1) 当該請求は指定代理人により行われなければなりません。2) 当該請求は、官庁職員により定められた期日前に提出しなければなりません。3) 期間延長請求の根拠となる合理的理由が存在しなければなりません。

セルビア特許庁職員 (商標または特許審査官等) は、上記条件、特に、期間延長のための「合理的理由」が存在するかどうかを自由に判断します。近日、日本で発生した痛ましい災害を考慮すると、日本人出願人により申請された所定の申請書類は、通常、官庁職員により定められた期日の延長請求のために、「合理的理由」が存在するものとして処理されるでしょう。